

報告第379号

個人情報を含む文書の誤送信による漏えいについて
(個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

令和7年10月3日
世田谷区立東深沢小学校
教育委員会事務局
総務部 区政情報課

1 事案の概要

区立小学校では、障害のある児童について、毎日の学校での様子を保護者へ連絡している。本件は、その連絡に際して、双方向型学習支援アプリケーション（以下「ロイロノート」という。）の情報共有機能を使用したところ、共有先の選択を誤り当該児童の在籍する学級全児童のタブレット端末に情報共有してしまったことで、保有個人情報の漏えいが発生したものである。

漏えいした保有個人情報に係る文書（電磁的記録）の詳細は、以下のとおり。

(1) 内容

ロイロノートの情報共有機能における児童個人の学校での様子を記したメモ（以下「本件メモ」という。）

(2) 本件メモに係る個人情報の項目

氏名の一部（姓名のうち名のみ）、病歴（※1）、障害の有無（※2）、学校での様子

※1 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項の「病歴」に該当

※2 法第2条第3項及び法施行令第2条第1号の「心身の機能の障害があること」に該当

(3) 漏えいした件数

1件

2 事案の経過

(1) 令和7年6月10日（火）

区立東深沢小学校において、18時頃、障害のある児童の1日の様子を当該児童の保護者と情報共有するために、ロイロノートの情報共有機能を用いて、本件メモを当該児童のタブレットに送信した。送信後まもなく、当該児童とは別の保護者から誤送信の指摘を受け、誤送信があったことを認識する。

(2) 同月11日（水）

午前中、複数の保護者から誤送信の指摘を受ける。指摘をいただいた保護者に対して担任が説明・謝罪を行った。

14時頃、担任から事故について報告・相談を受けた学年主任が、本事案についてすぐ管理職に知らせるよう担任に伝えたが、管理職が不在であったため報告しなかった。

(3) 同月12日(木)

昼頃、担任が校長へ本事案を報告し、校長の指示により、ロイロノート上の本件メモを消去し、児童端末から正常に消去されていることを確認した。また、当該児童の保護者に電話し、法第68条第2項に基づく本人通知として、本事案について説明・謝罪するとともに、当該児童の在籍する学級その他児童に対しても説明・謝罪した。

午後、校長より教育DX推進担当課及び教育指導課あてに本事案を報告するとともに、当該児童の在籍する学級の保護者に向けて、学校と保護者の相互連絡システム(以下「すぐーる」という。)により、謝罪と再発防止策についての連絡を配信した。

(4) 同月16日(月)

本件メモは要配慮個人情報であり、本事案は法施行規則第43条第1号に掲げる事態に該当することから、個人情報保護委員会に対して、法第68条第1項及び法施行規則第44条第1項の報告(速報)を実施した。

(5) 同年7月8日(火)

個人情報保護委員会に対して、法第68条第1項及び法施行規則第44条第2項に基づく報告(確報)を実施した。

3 本事案における二次被害又はそのおそれの有無について

本事案においては、上記1(2)の情報の漏えいが確認されたが、二次被害が生じないよう学級内や保護者に対してサポートを行っており、現時点で二次被害又はそのおそれは確認されていない。

4 発生の原因

直接的原因は、ロイロノートを用いて当該児童の保護者に連絡する際、アプリケーション上での送信先の指定を誤ったことであるが、本事案では誤送信から管理職への報告、対処までに時間を要しており、電子機器やネットワークの適正な運用、個人情報保護に対する意識の醸成及び緊急時の情報伝達、対処のための危機管理体制の周知・徹底が不十分だったことも原因である。

5 今後の対応

(1) 区立東深沢小学校では、二次被害が生じないよう学級内や保護者に対してサポートを行った上で、以下の点を見直し、個人情報保護の重要性を教職員全体に周知・徹底した。

①文書(電子媒体を含む。)での連絡には、個人情報を含めないことを基本とし、やむをえない事情から個人情報の記載が必要となる場合は、必ず管理職の確認・許可を得ること。

- ②ロイロノートを個別の児童・保護者との連絡に用いないこととし、やむをえない事情からネットワーク上での連絡が必要な場合は、管理職の確認・許可を得た上で、秘匿性の高いすぐーるを使用し、管理職も含めた情報共有環境の中で連絡すること。
 - ③以前より管理職不在の際の連絡・報告については、区より割り当てられた学校の携帯電話に、速やかに報告することとしていた。ロイロノートでの取り消し操作の手立ても含め、改めて事柄の重要性を軽んじないこと・即時の連絡報告を徹底すること。
- (2) 教育D X推進担当課より全小中学校あてに事務連絡「個人情報の漏えい等事案を踏まえた注意喚起について」を発出し、個人情報の適切な取扱いについて周知した。

保有個人情報の漏えい等に関する行政機関等の報告義務について

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

報告第380号

個人情報を含む封書の誤配達による漏えいについて
(個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

令和7年10月3日
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課
総務部 区政情報課

1 事案の概要

本件は、区民の個人情報が記載された文書を当該区民あてに郵送したところ、郵便局の誤配達により別の区民が開封したことで、保有個人情報の漏えいが発生したものである。

漏えいした保有個人情報に係る文書の詳細は、以下のとおり。

(1) 名称

自立支援医療（精神通院）受給者証（以下「本件文書」という。）

(2) 本件文書に係る個人情報の項目

氏名、生年月日、住所、受給者番号、月額自己負担上限額、高額治療継続者の該当有無、受診先医療機関の名称及び所在地（※）

※個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項及び法施行令第2条第3号の「本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」に該当

(3) 漏えいした件数

1件

2 事案の経過

(1) 令和7年8月8日（金）

砧総合支所保健福祉センター健康づくり課（以下「所管課」という。）より、本件文書を区民A（漏えいした保有個人情報に係る本人）あてに普通郵便で発送した。

(2) 同月13日（水）12時15分頃

区民Bより、本件文書が誤配達された旨、所管課へ電話連絡があった。

そのため、郵便局へ電話し状況を説明した上で、経過と再発防止策を書面報告するよう依頼した。

(3) 同日 13時30分頃

区民Bの勤務先へ所管課職員2名で本件文書を回収しに行き、併せて経緯を伺った。
令和7年8月12日（火）17時30分頃に区民Bが郵便物を開封し、本件文書の記

載内容を確認したところ、自身のものではないと発覚したとのことであった。

本件文書を回収後、複数の職員で記載内容を確認したところ、宛先には区民Aの住所及び氏名が正しく記載されており、所管課の発送事務に誤りはなかったことを確認した。

(4) 同日 14時30分頃

所管課から区民Aへ電話し、法第68条第2項に基づく本人通知として、本事案の経過を説明の上、謝罪を行った。また、本件文書を区民Aあてに簡易書留で郵送した。

なお、令和7年8月14日(木)14時21分に本人あて配達済みと確認している。

(5) 同月14日(木)

郵便局より、誤配達に関する経過と再発防止策についての報告書が所管課に提出された。

(6) 同月15日(金)

本件文書は要配慮個人情報であり、本事案は法施行規則第43条第1号に掲げる事態に該当することから、個人情報保護委員会に対して、法第68条第1項及び法施行規則第44条第1項の報告(速報)を実施した。

(7) 同月26日(火)

個人情報保護委員会に対して、法第68条第1項及び法施行規則第44条第2項に基づく報告(確報)を実施した。

3 本事案における二次被害又はそのおそれの有無について

本件文書は、本事案の発覚後直ちに回収し本人へ郵送しているため、二次被害のおそれはない。

4 発生の原因

本事案の直接の原因は、郵便局による誤配達によるものである。

郵便局から報告を受けた発生の原因については以下のとおりである。

・郵便局からの報告内容

配達担当者が郵便物に記載された住所を確認せず、宛名が区民Bと類似していたため見間違いで道順組立をした。配達時も住所、宛名をよく確認せずポストに投函して誤配達をしてしまった。

5 今後の対応

郵便局に対し、再発防止について強く要請した。

なお、郵便局から報告を受けた再発防止策は、以下のとおりである。

・郵便局からの報告内容

配達準備段階での住所、宛名確認を正確に行うよう指導を行うことはもちろんのこと、ポスト投函時に再度、郵便物に記載された住所及び宛名の確認を徹底させ再発防止に努める。

保有個人情報の漏えい等に関する行政機関等の報告義務について

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

報告第381号

個人情報を取り扱う業務の審査の状況について

(令和6年12月1日から令和7年7月31日までの審査分)

令和7年10月3日

総務部区政情報課

区の各実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会）が個人情報を取り扱う業務（外部委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合及びシステム導入）を実施する際には、世田谷区個人情報保護管理基準に基づき、各所管課において審査基準による審査を実施することとしている。

令和6年12月1日から令和7年7月31日までの期間に審査が行われた業務のうち、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件について、世田谷区個人情報保護条例第4条第2項第1号及び世田谷区個人情報の保護に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 審査件数（審査基準別）

(1) 外部委託の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	審査件数のうち、条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	58	9	7
教育委員会	12	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	70	9	7

(2) 目的外利用の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	審査件数のうち、条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	6	1	1
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	6	1	1

(3) 外部提供の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	審査件数のうち、条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	2 8	1	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	2 8	1	0

(4) オンライン結合・システム導入における審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	審査件数のうち、条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	2 6	4	3
教育委員会	1 0	3	2
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	3 6	7	5

2 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件（一覧）

報告資料No. 3-2 ～ 報告資料No. 3-5 のとおり

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	委託の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務委託	区長	世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課	有	病歴	無	
2	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務委託	区長	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課	有	病歴	無	
3	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務委託	区長	玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課	有	病歴	無	
4	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務委託	区長	砧総合支所保健福祉センター保健福祉課	有	病歴	無	
5	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務委託	区長	烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課	有	病歴	無	
6	国勢調査コールセンター運営業務委託	区長	政策経営部政策研究・調査課	無		有	国籍
7	マンション等運営法人・管理会社等への調査員業務委託	区長	政策経営部政策研究・調査課	無		有	国籍
8	国勢調査帳票印刷業務委託	区長	政策経営部政策研究・調査課	無		有	国籍
9	国勢調査調査書類の運搬業務委託	区長	政策経営部政策研究・調査課	無		有	国籍
10	住民税非課税世帯及び低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金事業に関する業務委託	区長	保健福祉政策部保健福祉政策課	有	障害の有無	有	ドメスティック・バイオレンス
11	避難行動要支援者個別避難計画作成に係る支援業務委託	区長	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	有	病歴	無	
12	世田谷区プレあんしん事業委託	区長	保健福祉政策部生活福祉課	有	病歴、障害の有無	有	国籍、性的マイノリティ、ドメスティック・バイオレンス
13	世田谷区児童相談所第三者評価実施委託	区長	子ども・若者部児童相談支援課	有	病歴、障害の有無、健康診断等の結果	有	ドメスティック・バイオレンス

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	利用課	利用課での利用目的	該当条項	保有課	実施機関	要配慮個人情報 (有／無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有／無)	条例要配慮個人情報の内容
1	保健福祉政策部保健福祉政策課	令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金及び令和6年度世田谷区低所得の子育て世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する情報を、令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金及び令和6年度世田谷区低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策給付金の支給対象者の抽出及び支給可否の審査業務において利用する。	第69条第1項	保健福祉政策部保健福祉政策課	区長	有	障害の有無	有	ドメスティック・バイオレンス

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有／無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有／無)	条例要配慮個人情報の内容
1	刑務所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第91条に基づく照会に対して個人情報を提供し、提供先は受刑者の資質及び環境の調査のために利用する。	第69条第1項	区長	世田谷総合支所保健福祉センター 保健福祉課	有	病歴	無	

オンライン結合・システム導入における審査基準案件一覧

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

報告資料No. 3 - 5

No	オンライン結合・システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有／無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有／無)	条例要配慮個人情報の内容
1	オンライン結合	国勢調査コールセンター運営業務において、委託事業者と調査員の個人情報を含むデータを授受するため、区の電子計算機と委託事業者の電子計算機との間でオンライン結合を行う。	区長	政策経営部政策研究・調査課	無		有	国籍
2	オンライン結合	健診事務の電子化のため、健康診断結果についてクラウドサービスとオンライン結合を行う。	区長	総務部職員厚生課	有	健康診断等の結果	無	
3	オンライン結合	労働安全衛生規則に基づく報告の電子申請が義務化となったため、e-GOVとオンライン結合を行う。	区長	総務部職員厚生課	有	病歴	有	国籍
4	オンライン結合	地方税法に基づく特別区民税・都民税の賦課及び更生事務において、税務標準準拠システムへの移行のためガバメントクラウド（AWS）とオンライン結合を行う。	区長	財務部課税課	有	障害の有無	有	国籍、ドメスティック・バイオレンス
5	システム導入	建築基準法等に基づく各種申請及び相談の受付業務において、業務効率化及びペーパーレス化を図るため、PowerAppsで構築したアプリによる電子管理を行う。	区長	都市整備政策部建築審査課	有	障害の有無	無	
6	オンライン結合	健診事務の電子化のため、健康診断結果についてクラウドサービスとオンライン結合を行う。	教育委員会	教育委員会事務局学校職員課	有	健康診断等の結果	無	
7	オンライン結合	就学援助事務において、標準準拠システム及びガバメントクラウド（AWS）を利用するため。	教育委員会	教育委員会事務局学務課	有	障害の有無	有	国籍、ドメスティック・バイオレンス
8	オンライン結合	就学奨励費事務において、標準準拠システム及びガバメントクラウド（AWS）を利用するため。	教育委員会	教育委員会事務局学務課	有	障害の有無	有	国籍、ドメスティック・バイオレンス